

令和5年度アイヌ文化魅力発信事業委託業務  
企画提案説明書

1 業務の目的

道内外の幅広い層に向けてアイヌ文化の魅力発信を行うため、アイヌの食文化を活用した新たな魅力づくりなどにより、アイヌ文化の振興と地域の活性化を図る。

2 文言の定義

当該業務における下記の文言について定義する。

- (1) レシピ：料理などの調理方法
- (2) 新レシピ：「アイヌ伝統料理を現代風にアレンジし開発した料理」の作り方を指し、調理方法や材料、手順などを文字で記述した文書をいう。
- (3) メニュー：上記の新レシピを活用し調理した「料理」そのものを指す。
- (4) アイヌ伝統料理精通者：プロ・アマを問わず、アイヌの伝統的料理を調理できるアイヌの人とすること。

3 業務の内容

- (1) アイヌ伝統料理をアレンジした新レシピ（以下「新レシピ」という。）の開発  
アイヌ文化への新たな関心層を発掘するため、家庭などにおいて、誰もが手軽に作ることのできる新レシピを開発すること。

①新レシピの開発

(ア) 開発期間

新レシピは、契約締結から令和5年11月末日までに開発すること。

(イ) 開発数

家庭で一般的に作られる朝食や昼食、夕食、デザート等を想定したレシピを各1レシピ以上、全部で4レシピ以上とすること。

(ウ) 開発の手法

(A) 開発に向けた検討会を設置すること。

(a) 検討会は以下の者により構成することとする。

- ・アイヌ伝統料理精通者：道央・道南・道北・道東の居住者で各地区1名以上
- ・道内にあるレストランのシェフや料理教室の講師、料理研究家等（以下「シェフ等」という。）で新レシピを活用したメニューを、自身の勤務先等（料理教室など）で提供できるシェフ等とすること。：2名以上
- ・北海道環境生活部アイヌ政策課担当者：1名

(b) 検討会の開催

- 開催回数：検討会は原則、次の議事を検討することとし、2回以上開催すること。

- ①アイヌ文化やアイヌ伝統料理についての意見交換
- ②新レシピに活用するアイヌ伝統料理の選定
- ③新レシピを活用した料理の試作・試食・改良
- ④料理教室や民間食堂等でのメニューの提供

- 開催場所：関係者が参集しやすい場所を設定し、対面による開催を基本とする。オンライン会議を併用の際はハイブリッド開催とする。

- 留意事項：検討会が円滑に進むよう、アイヌ伝統料理のレシピやアイヌの精神などについて、関係者の理解を深める資料を作成すること。

なお、作成した資料は、3(2)料理教室の開催、3(3)新レシピ及びメニューの普及に活用すること。

また、各検討会終了後には議事録を作成し、1週間以内に委託者へ提出すること。

(エ) 開発の条件

- (a) アイヌ伝統料理の技法や材料などを活用すること。
- (b) 鹿肉や山菜など本道に縁が深い食材を活用すること。
- (c) 道産の農産物・水産物など、道産食材を活用すること。

- (d) レシピは、上記3項目を条件とするが、家庭などで調理する場合を想定し、現代でよく利用されている食材への代替（鹿肉の代わりに豚肉や鶏肉など）も可能となるよう工夫すること。

## (2) 料理教室の開催

### ①開催場所・回数

- ・シェフ等が勤務しているレストランや料理教室・文化スクールやカルチャークラブ等で開催すること。
- ・札幌市内で1回以上、札幌市以外の中核都市2カ所で各1回以上とすること。

### ②対象者

- ・一般住民で、合計参加人数を60人以上とし、公募によること。

### ③開催内容

- (ア) 新レシピの発表、開発の趣旨、経過説明など。
- (イ) メニューの料理実習。
- (ウ) 新レシピに関するアンケート調査の実施により、参加者の意見・要望を把握。

### ④留意事項

- (ア) 受託者は、料理教室への参加を募るため、効果的な広報を実施すること。
- (イ) 開催する料理教室等においては、レシピを通じ、アイヌの精神などを併せて説明し、参加者の理解を深める。
- (ウ) 開催する料理教室等においては、メニューの提供に必要な関係法令の手続きを適切に行うこと。

## (3) アイヌ伝統料理をアレンジした新レシピ及びメニューの普及

### 3 (1) で開発した新レシピ及びメニューについて、幅広い世代に向け発信すること。

#### ①民間食堂等によるメニューの提供

新レシピを活用したメニューを、道内外の民間食堂や小中高等学校等の給食において実食してもらい、新たなアイヌ文化の魅力として発信すること。

- (ア) 提供期間：普及啓発を含む1カ月以上とし、実食は2回以上とする。
- (イ) 提供場所：道内外の民間食堂や小・中・高等学校 等

#### ②開催内容

- (ア) ①(イ)において、新レシピを活用したメニューを提供すること。  
なお、メニューの提供者は、その提供場所の調理スタッフ（以下「運営者」という。）とする。
- (イ) 運営者は、新レシピの元となったアイヌ伝統料理、開発の趣旨や素材、アイヌの精神などについても、あわせて解説すること。
- (ウ) 留意事項
  - (a) 受託者は、より多くの方々に周知するため、効果的な広報を実施すること。
  - (b) 運営者は、料理の提供に必要な関係法令の手続きを適切に行うこと。

## (4) 新レシピ動画の作成・公開

### ①内容

- (ア) 3 (1) で開発した新レシピ動画を作成すること。
- (イ) 動画の内容については、見やすく、視聴した方が実際に作りたくなるよう工夫をこらすこと。また、動画の公開場所については、より多くの方々に見てもらう場所を検討すること。なお、作成したレシピ動画は、レシピサイトにも投稿すること。

### ②留意事項

- (ア) レシピ動画作成のための調理スタッフは、公募による一般住民とすること。
- (イ) 調理スタッフには、新レシピの元となったアイヌ伝統料理、開発の趣旨や素材、アイヌの精神などについてもあわせて解説すること。
- (ウ) 受託者は、料理の提供に必要な関係法令の手続きを適切に行うこと。

(5) その他の業務

- (ア) 上記業務のほか、アイヌ料理の新レシピを全国へ効果的に発信できる独自事業、連携事業の企画があれば提案すること。
- (イ) 受託者が行う業務は以上のとおりとし、その実施にあたっては、委託者と相談の上、行うこと。未定事項や調整の結果変更される事項について、柔軟に対応できる体制とし、変更する場合は、委託者と協議すること。

4 業務処理にあたっての留意事項

- (1) 各業務のねらいを達成するため最適な事業の計画を立てること。
- (2) 企画に基づく事業の実施を行うこと。
  - ア 業務に当たっては、効果的な時期、内容、広報媒体を選定した上で実施するとともに、事前に委託者や関係機関に確認を行った上で実施すること。
  - イ 業務の実施に当たっては、発生する経費（事業の運営、控え室、会場設営等に係る費用等）は、受託者が負担し、併せて必要な連絡調整を行うこと。
  - ウ 業務の実施に当たっては、必要な施設・設備及び人員の確保、資料等の手配を行うとともに、集客が必要なイベントには適切な広報を行うこと。
  - エ 各業務の進行管理を適切に行うこと。
  - オ 事業の効果を高めるため、応援企業等との協働による取組の推進・調整に努めること。

5 成果品の提出

委託業務を完了したときは、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び次の成果品を提出すること。

- (1) 実績報告書
  - 電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部及び紙媒体1部（A4判）とし、電子媒体はパワーポイント等編集が可能なものとする。
- (2) 成果品
  - 3（1）で開発したアイヌ料理新レシピ、3（4）で作成した新レシピ動画など本事業で作成したもの。
- (3) 著作権等
  - 本委託業務における成果品の所有権及び著作権は委託者に帰属する。

6 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 単体の法人若しくは団体又は複数の法人、団体の連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。
  - なお、単体の法人若しくはコンソーシアムは、観光、文化、催事、広報などそれぞれの業務に関して専門的なノウハウ、あるいは横断的なネットワーク等を有する事業者及び、地域の交流資源や事業者との連携強化を喚起する趣旨から、事業の活性化を担う団体、企業を含むこと。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
  - ア コンソーシアムの代表者及び単体企業等は、道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という）、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く、以下同じ）

（イ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

ケ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。

コ 特定非営利活動法人の場合にあつては、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

（3）コンソーシアムの代表者及び単体企業等は、道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。

## 7 業務上の留意事項

（1）業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し決定する。

（2）業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事前に委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

## 8 審査項目

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

### （1）事業者の適格性

ア 業務を実施するにあたり、アイヌの歴史・文化に関する知識を有しているか。

イ 広告宣伝及びイベント実施やPR業務に関し、十分な実績を持ち、関連業務のノウハウを有する事業者とのネットワークを有しているか。

ウ 実施スケジュールが適切であり、提案内容が確実に実施される業務執行体制を有しているか。

### （2）企画提案内容の適合性

- ア アイヌ伝統料理をアレンジした新レシピの開発
  - (ア) アイヌ料理新レシピの開発にあたり、より多くの人に家庭で料理してもらえる工夫・提案がされているか。
  - (イ) アイヌ伝統料理精通者やシェフ等は、新レシピ開発者として適した人材であるか。
  - (ウ) 道産食材が積極的に活用されているか。
- イ 料理教室の開催
  - 料理教室では、より多くの人に参加してもらえる募集方法など、効果的な広報や提案がされているか。
- ウ アイヌ伝統料理をアレンジした新レシピ及びメニューの普及
  - (ア) アイヌ料理新レシピの普及にあたり、より多くの人々が食べたくなる、又は料理してみたくなる効果的なPR方法が提案されているか。
  - (イ) メニューの提供にあたり、より多くの人に食べてもらえるよう場所及び期間、効果的な広報が提案されているか。
- エ 新レシピ動画の作成・公開
  - レシピ動画の作成にあたり、調理スタッフの募集方法など、効果的な広報や提案がされているか。
- オ その他の業務
  - 目的の達成に資する独自又は連携企画の内容は適切か。

9 予算上限額

14,700千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

10 委託期間

委託契約日から令和6年3月19日（火）まで

11 資格審査申請書、企画提案書の提出方法等

(1) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和5年7月31日（月）17時必着

イ 提出場所 (4)に同じ

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和24年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）

エ 提出様式 別添1のとおり

オ 提出部数 1部

(2) 企画提案書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和5年8月18日（金）17時必着

イ 提出場所 (4)に同じ

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和24年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）

エ 提出様式 別添2のとおり

オ 提出部数 8部（法人名等については、1部のみに記載し、残り7部については、それらを記載しないこと。また、文中にも法人名等を記載しないこと。）

(3) 質問の受付

電子メール（メールアドレス：kansei.ainu@pref.hokkaido.lg.jp）で受け付ける。

「件名」に【質問：令和5年度アイヌ文化魅力発信事業委託業務（企業名を記載）】と明記し、本文に事業者名、担当者職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を記載すること。

なお、質問内容の趣旨等の確認をさせていただく場合があります。

送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(4) 提出窓口

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課

担当 主任 日置 傑

電話 011-231-4111（内線24-136）

FAX 011-232-4112

12 その他

(1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本円

(6) 契約書作成の要否  
要

(7) 関連情報を収集するための窓口  
11の(4)に同じ

(8) プロポーザルに関する説明  
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。  
企画提案書が6者以上の場合、あらかじめ審査調書に基づく採点のみによって1次審査を行い、5者の企画提案書を選定の上、当該企画提案書を提出した提案者に対して、ヒアリングを行うものとする。

(9) 審査結果及び特定者名  
公表する。